

吹田市重層的支援体制整備事業実施計画 (素案)

2025 年 1 月

吹田市

目次

はじめに	1
第1章 重層的支援体制整備事業とは	2
(1) 事業の概要	2
第2章 重層的支援体制整備事業実施計画	4
(1) 計画の位置づけ	4
(2) 計画期間	5
(3) 計画の策定及び推進体制	5
第3章 吹田市における各事業の実施体制について	6
(1) 相談支援事業	6
①受けとめ隊	6
②3つの会議	7
(2) 参加支援事業	9
(3) 地域づくり事業	9

はじめに

本市では、2022年3月に第4次吹田市地域福祉計画を策定し、重点施策として「包括的な相談支援体制の構築」を掲げています。これは社会情勢の変化などにより、個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化していることから、今まで以上に身近な地域にある様々なサービスや専門の支援機関に円滑につなげていく必要があるとして推進しているものであり、これを具体的な仕組みとして形成するべく、2025年4月から重層的支援体制整備事業を実施します。また、本事業の効果的な実施のため、「吹田市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。

第1章 重層的支援体制整備事業とは

(1) 事業の概要

重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」といいます。）は、地域主体で行われている既存の取組を活かし、複数の支援事業を、各分野の制度や縦割りを超えて一体的に実施することで、市の支援機関や地域団体、地域活動に参加する住民と連携して課題を抱える世帯への支援体制を構築し、皆で支え・支えられて地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すものです。

また、近年では社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050 問題（※1）など、一つの世帯に複数の課題が存在する複雑化・複合化したケースが顕在化しており、従来の高齢者・障がい者・子供・生活困窮者といった対象者別の制度では十分なケアが困難になっています。このようなケースについて寄り添った支援が行えるよう、重層事業により包括的な支援体制を整備していきます。

なお、本事業で一体的に実施する支援事業は図1のうち以下の3つです。

第1号「相談支援事業」

☞ 本人や世帯の世代や属性を問わず相談を受け止め、世帯の課題やニーズを把握する事業

第2号「参加支援事業」

☞ 本人や世帯の状態に応じて、様々な体験等を通じて社会とのつながりをつくる事業

第3号「地域づくり事業」

☞ 住民と地域の多様な活動や資源とのつながりが生まれる環境を整備する事業

これら3つの事業をより効果的かつ円滑に実施するため、図1の第4号から6号までの機能を重ね、連携させることで、複合化する課題等への対応や孤立させない地域社会の形成を目指します。（具体的な実施体制については P6「第3章 吹田市における各事業の実施体制について」を参照）

第4号「アウトリーチ等を通じた継続的支援」

☞ 訪問等により本人と継続的につながるための信頼関係を構築する機能

第5号「多機関協働」

☞ 本人や世帯を取り巻く複数の支援関係機関の役割りを調整する機能

第6号「支援プランの作成」

☞ 第5号により支援が必要と判断された場合に、提供する支援の種類や内容等が記載された支援プランを作成する機能

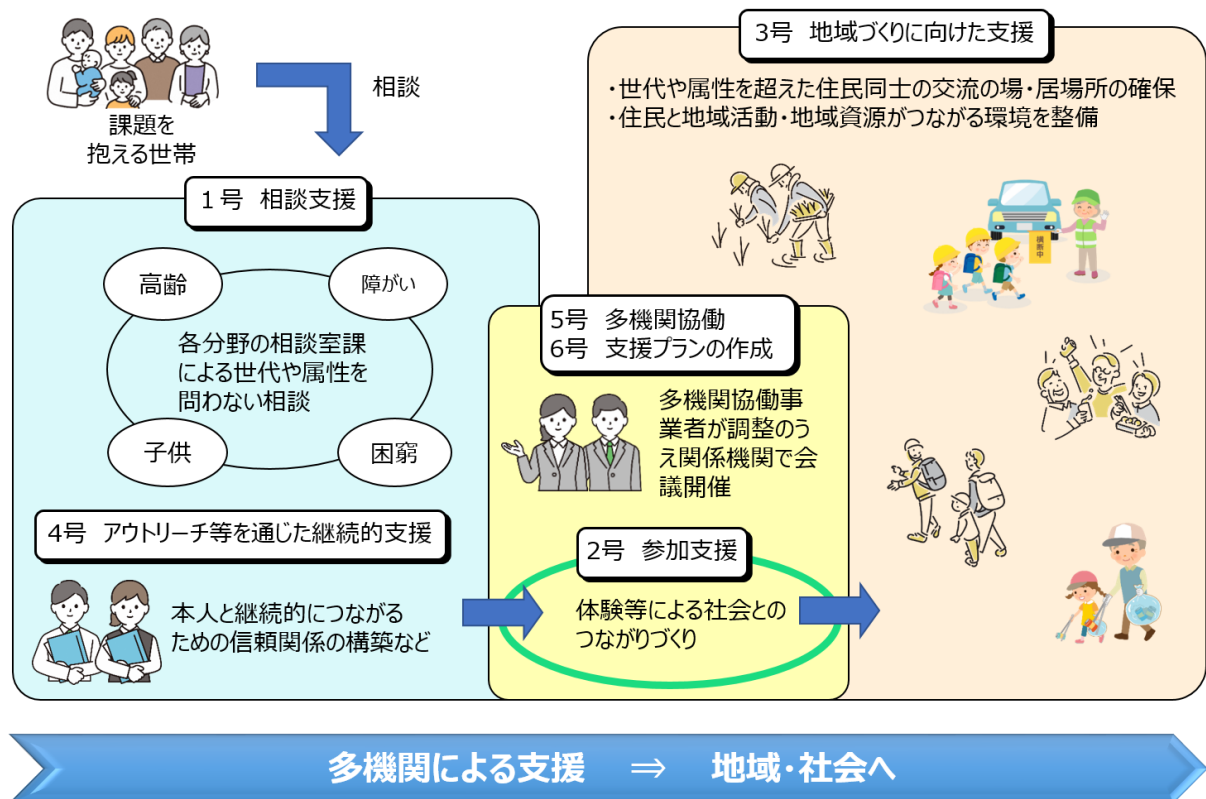
※1「8050 問題」

80 歳代の親と 50 歳代の無職の子供が同居したまま高齢化し、経済的に困窮・孤立する社会問題。

【図1 社会福祉法第106条の4第2項】

重層的支援体制整備事業（以下の各号をすべて実施）			
		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援（相談支援事業）	【高齢】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障がい】障害者相談支援事業
	ハ		【子供】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援（参加支援事業）	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援（地域づくり事業）	【高齢】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【高齢】生活支援体制整備事業
	ハ		【障がい】地域活動支援センター事業
	ニ		【子供】地域子育て支援拠点事業
			【困窮】生活困窮者等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援	新
第5号		多機関協働	新
第6号		支援プランの作成	新

【図2 重層的支援体制整備事業全体イメージ】



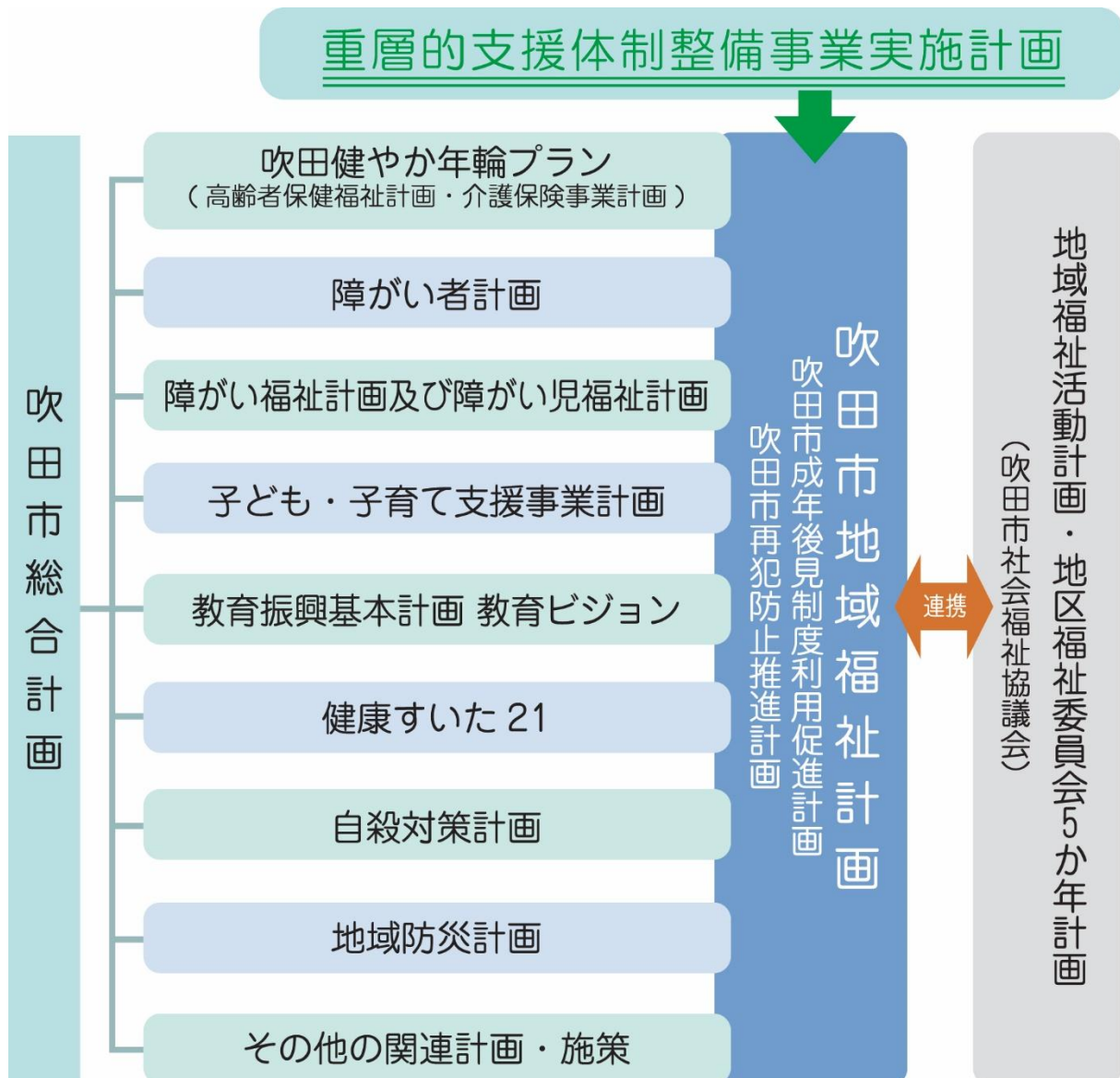
第2章 重層的支援体制整備事業実施計画

(1) 計画の位置づけ

本計画は、重層事業の実施にあたり、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、事業の提供体制に関する事項等を定める計画として策定するものです。

また、本計画は、第4次吹田市地域福祉計画における「包括的な相談支援体制の構築」「みんなの居場所づくり」等に資する計画であることから、地域福祉計画の附属計画として位置づけし、今後地域福祉計画に包含する予定としています。そのため、地域福祉計画と同様に各分野の個別計画、それらの上位計画である総合計画及び地域福祉の推進を目的とする団体である吹田市社会福祉協議会が定める地域福祉活動計画等との整合性・調和を図りながら推進していきます。

【図3 本市の他計画との関係】



(2) 計画期間

本計画の計画期間は事業開始の 2025 年度から第 4 次吹田市地域福祉計画の終期である 2026 年度までの 2 年間とします。2027 年度以降は第 5 次吹田市地域福祉計画へ包含し、評価・見直しについても合わせて行う予定です。

【図 4 計画期間】



(3) 計画の推進体制

本計画は、地域福祉計画の附属計画として位置づけることから、地域福祉計画同様、地域福祉に関わる多様な主体と行政が一体となり、複雑化・複合化する地域生活の課題を把握し、その解決に向けて連携・協働を深めながら計画を推進していきます。

第3章 吹田市における各事業の実施体制について

(1) 相談支援事業

複雑化・複合化した課題や制度の狭間の相談について、介護、障がい、子供、生活困窮等の各分野の相談室課が相談者やその世帯の世代や属性を問わず、一旦は受けとめてから専門分野の室課につなげる等の支援を検討することで、世帯の課題を見落とさない包括的な相談支援体制を構築します。

また、地域の相談窓口として吹田市社会福祉協議会や地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等がお話をお聞きします。地域の相談窓口は、受けとめた相談内容に応じて適切な専門機関等へつなぎ、問題の解決に向けたサポートをします。

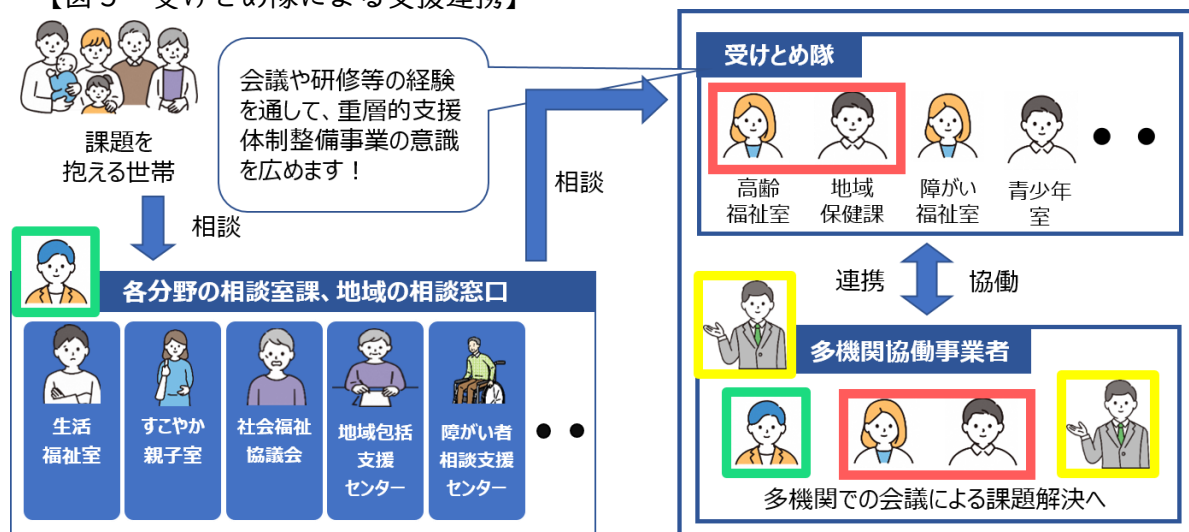
①受けとめ隊

相談者の相談内容から課題が複雑化・複合化していることが判明し、相談先の室課や支援機関（※1）のみでは対応が困難な場合や既存の連携体制で対応できるか判断に迷う場合は、各室課に配置されている受けとめ隊に相談します。

受けとめ隊は、各室課や支援機関との連携方法を一緒に検討し、必要に応じて相談内容を多機関協働事業者（7ページ参照）へつなぎます。また、様々な機関による支援検討の現場を知るため、担当の支援者と一緒に会議に出席する他、重層事業にかかる庁内研修等にも出席します。これらの取組により連携意識の醸成を図り、受けとめ隊を通して庁内における重層事業の周知・啓発及び連携スキルの向上を目指します。

受けとめ隊は福祉部局のみならず複雑化・複合化した相談に関わる複数の室課に配置し、事業の浸透状況や関連度合いを見ながら段階的に更に他の室課への配置も検討します。これにより各室課と支援機関の連携強化を図ります。

【図5 受けとめ隊による支援連携】



※1「支援機関」

必要に応じて対象者にサービスや支援を提供する機関。ここでは特に「吹田市の組織以外の外部機関」という意味として用いています。

②多機関協働事業者と3つの会議

包括的な相談支援体制の中で受けとめた相談のうち、既存の連携体制や相談先の機関のみでは対応が困難な複雑化・複合化したケース等については、受けとめ隊からの相談を受けた多機関協働事業者がその都度関係機関を招待して会議を開催し、組織的に課題の解決にあたります。

多機関協働事業者は、ケースの調整役を担い、関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等により重層事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めます。

なお、本市では重層事業において、目的が異なる3種類の会議体を設置します。

重層ミャクミャク会議 （支援が多機関の支援者たちや地域に脈々と受け継がれていくようにという意味を込めています。）	■本人の同意のもと、個人情報共有した上で複雑な課題を解きほぐし支援プランを策定。また主担当となる室課を設定。 ■支援機関等は支援プランによって決められた役割に基づき所管室課とともに支援を実施。 ■多機関協働事業者が担当する「アウトリーチ等を通じた継続的支援」「参加支援事業」についても必要に応じて検討。
重層プレミャクミャク会議 （支援が脈々と受け継がれるために先立って準備ができるようにという意味を込めています。）	■本人の同意が得られないケースに対して、構成員に守秘義務を設けた上で個人情報を共有。 ■将来的に複雑な課題に発展する恐れのある「潜在的相談者」の確認や支援につなげるアプローチの検討を実施。 ■庁内組織や支援関係機関へ向けた学識経験者等による研修を実施し、重層事業の理解促進や判断スキルの向上等を目指す。
重層井戸端会議 （気軽に集まって会話ができるようにという意味を込めています。）	■特定の個人についてではなく、課題の複雑化・複合化等により対応が困難なケースに対して、関係室課に気軽に助言等をもらう場。 ■重層事業を活用した全庁的な連携イメージや支援の終結点を共有することが目的。 ■必要に応じて重層ミャクミャク会議の出席者の選定やアプローチの方向性を検討し、その後の対応が円滑に進むよう調整。

◆支援の主担当が決まらない場合

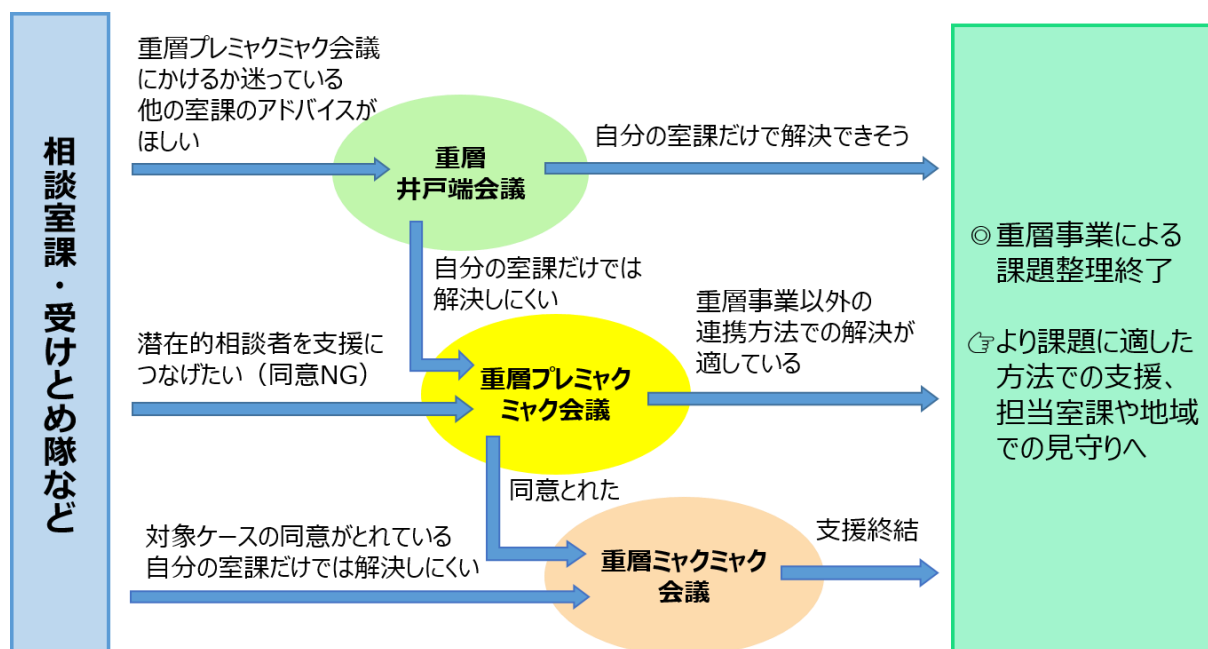
重層ミyakミyak会議で支援の主担当となる室課が決まらない場合は、会議の意見を踏まえて多機関協働事業者が設定します。なお、当該ケースの状況によっては主担当となる機関を途中で変える等、実態に合わせて円滑に支援を実施します。

◆実用性の高い事業運用に向けて

3つの会議体のうち重層ミyakミyak会議、重層プレミyakミyak会議については対象ケースの個人情報共有をすることができますが、情報の共有には各室課や支援機関が使用している既存の相談票等を活用することで、情報提供のための書類作成の負担を軽減します。

この他、会議開催においては各室課が所管する既存の会議体を活用する等、重層事業が支援者の負担を減らし、実用性の高い事業となるよう努めます。

【図6 会議ごとの活用の流れ】



多機関協働事業者

どの会議を使うか、誰に出席してもらいたいのか、目的や出席者の規模感などを確認しながら私たちが会議を開催し、課題解決に向けた整理等を行います。
また、「繊細な課題のため今は多機関での共有より少数で対応すべき」という場合もあります。ケースの特徴によっては、重層事業以外の既存制度の連携により解決に向けて検討することも想定されます。

（２）参加支援事業

参加支援事業は、不登校やひきこもり、虐待、ダブルケア、8050 問題、外国人居住者など、複雑化・複合化した課題を抱え社会から孤立している世帯や、年齢要件に当てはまらないなどの理由により既存の制度の狭間にいる人を対象とし、人々との交流やコミュニケーションのための居場所をはじめとして、ボランティア活動などの社会貢献から就労支援に至るまで、様々な社会参加を通じて社会とのつながりをつくる事業です。参加支援による新しい経験や挑戦により、本人が自分の能力や価値を実感できることで、社会的に自立し、孤立からの脱却を目指します。

また、本人が社会とつながり視野が広がることや、社会が困難を抱える世帯に関心を持つ機会となることそのものが、虐待や 8050 問題などの複雑化・複合化した課題の根本的解決になることも期待されます。

参加支援事業者は、本人のニーズや課題などを丁寧に把握しながら、自主的に通える居場所の発見など社会参加に向けた支援メニューが提供できるよう、地域にある社会資源と本人との間を調整し、マッチングを行います。また、既存の取組を行う団体等の地域資源に働きかけて、支援メニューの拡充や創出を図るなど、多様な支援ニーズに応じた形での社会参加を目指します。

なお、マッチング後は、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているか、フォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とが継続してつながるための支援に取り組みます。

（３）地域づくり事業

地域づくり事業は、高齢・障がい・子供・生活困窮等分野ごとの地域づくりに向けた支援を実施する他、支援対象者の拡充により、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場・居場所の確保について検討します。また、これらの支援における関係者が集い関係性を深める場（プラットフォーム）や、住民と地域の多様な活動とのつながりが生まれる環境の整備を推進します。これらの支援により、居場所・交流・参加・学びの機会を生み出し、社会参加を促すことで孤立を防ぐとともに、様々な担い手が出会い、住民主体の多様な地域活動が生まれることで、地域活動の活性化や支え合い・見守り等の取組の促進、新たな社会参加の場の創出などが自発的に生まれる地域の醸成を図ります。

また「（２）参加支援事業」における支援メニューの充実に向けては、地域づくり事業の取組を通じて、地域にある社会資源を把握し連携・協働を図る中で、多様なニーズに対応した社会資源づくりに取り組むなど、本人の状態や希望に沿った支援が実施できるよう、支援メニューの拡充を図ります。

【図7 参加支援事業と地域づくり事業の関係性】

